



我孫子市LINE公式アカウント友だち募集中！
二次元コードを読み取るか、LINEの「友だち追加」でID[@abiko_city]を検索して追加してください。市からのお知らせなど、欲しい情報を選べます。メール配信サービスと同じ情報も配信します。



アプリ「マチイロ」マチイロ(二次元コードからダウンロード可)で広報あひこが閲覧できます。

納入通知書は6月中旬に発送 介護保険制度を改正

高齢者の増加に伴い、令和4年度の要支援・要介護認定者は約6,900人(令和元年度から約700人増)、介護保険事業費は約104億円(同約10億円増)となり、今後も増加する見通しです。

介護保険の財源は、国・県・市の公費と40歳以上の方が納めている保険料です。財源確保のため、65歳以上の方の保険料の基準額を引き上げ、年額6万6,000円(月額5,500円)に改正しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市HP



区分	対象	改正後の年間保険料 (基準額の倍率)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	1万6,500円 (×0.25)
第2段階	本人と世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が右記の方	80万円以下
		80万円を超え、120万円以下
第3段階	120万円を超える	4万1,500円 (×0.63)
第4段階	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が右記の方	80万円以下
第5段階	80万円を超える	6万6,000円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が右記の方	120万円未満
第7段階		120万円以上200万円未満
第8段階		200万円以上300万円未満
第9段階		300万円以上400万円未満
第10段階		400万円以上500万円未満
第11段階		500万円以上600万円未満
第12段階		600万円以上700万円未満
第13段階		700万円以上800万円未満
第14段階		800万円以上900万円未満
第15段階		900万円以上1,000万円未満
第16段階	1,000万円以上1,500万円未満	
第17段階	1,500万円以上2,000万円未満	
第18段階	2,000万円以上	

☎ 高齢者支援課・内線313

納税通知書は6月14日(金)に発送 国民健康保険税制度を改正

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して治療が受けられるように、被保険者が互いに助け合う制度です。市では令和5年度に税率を一部改正しましたが、被保険者の減少、高齢化、1人当たりの医療費増加などの影響により、国民健康保険財政が厳しい状況です。健全な財政運営を図るため、再度税率を一部改正します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市HP

◎税率の一部を改正

区分	負担者	税率	改正前(年間)	改正後(年間)
医療保険分 (病気やけがをした場合の医療給付)	加入者全員	所得割	7.25%	変更なし
		均等割	1万8,000円	2万1,200円
		平等割	1万8,600円	2万2,300円
後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度への支援金)	加入者全員	所得割	3.91%	3.85%
		均等割	9,600円	1万500円
介護保険分 (介護保険制度の財源)	40歳~64歳の加入者	所得割	1.75%	変更なし
		均等割	1万5,200円	

※○所得割…前年の総所得金額等から43万円を差し引き、所得割率を乗じる税額
○均等割…加入者1人当たりの税額 ○平等割…加入世帯1世帯当たりの税額

◎軽減判定所得の基準を改正

世帯主、国民健康保険加入者、特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計額に応じて、保険税の均等割額と平等割額を軽減します。

※特定同一世帯所属者…国民健康保険に加入していたが後期高齢者医療保険の被保険者となり、国民健康保険の資格喪失後も同一世帯に属する方です。

※判定対象は、軽減判定の被保険者、擬制世帯主、特定同一世帯所属者です。

※所得の申告がないと軽減判定ができないため、所得がない方も必ず申告してください。

区分	総所得金額等の合計額	
	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+29万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+53万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+54万5,000円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※給与所得者等…一定給与所得者(給与収入が55万円を超える方)または公的年金などの受給者(65歳未満は60万円を超える方、65歳以上は110万円を超える方)です。

※被保険者数…特定同一世帯所属者を含みます。

◎保険税賦課限度額が改正(地方税法施行令の改正による)

区分	改正前	改正後
医療保険分	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護保険分	17万円	変更なし
合計	104万円	106万円

☎ 国保年金課・内線930

特別児童扶養・障害児福祉・特別障害者の手当額を改正

◎特別児童扶養手当

☎ 身体・知的・精神に中~重度の障害がある20歳未満の児童を養育する方
障害の目安 身体障害者手帳1~3級、療育手帳Aの1~Bの1程度

◎障害児福祉手当

☎ 身体・知的・精神に重度の障害があり、常時介護が必要な20歳未満の方
障害の目安 身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳A程度

◎特別障害者手当

☎ 身体・知的・精神に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする寝たきり状態などで20歳以上の方
障害の目安 身体障害者手帳1・2級の一部(主に複数の重度障害がある方)、療育手帳Aの1程度

手当名	改正前(月額)	改正後(月額)
特別児童扶養手当	1級	5万3,700円
	2級	3万5,760円
障害児福祉手当	1万5,220円	1万5,690円
特別障害者手当	2万7,980円	2万8,840円

※各手当を受給するには、認定を受ける必要があります(所得制限など要件あり)。

☎ 障害者支援課・内線384